

## 平成25年度 堺市障害者自立支援協議会 第9回 障害当事者部会 議事概要

日時	平成25年12月25日(水) 14:00~16:00
場所	堺市総合福祉会館 5階 第2研修室
出席者 (敬称略)	茅原、白石、厩田、野崎、佐野、川淵、松本、丸野、梅田、前田、三田
欠席者 (敬称略)	岸本、谷口、吉村
支援者	なし
事務局	【堺市障害施策推進課】大塚
事務局補助	【総合相談情報センター】黒木、田淵、上田
傍聴	1人

### ● 新任委員の発表

- ・新任委員から体験談等の発表。

### ● 次期委員について

#### 【事務局から】

- ・今年度末で2年の任期が終了することに伴い、現任委員に継続意向を確認した結果、資料の一覧表のとおり、12名中11名の委員が継続することとなったため、今回は、欠員となる身体障害者1名について公募することとなる。
- ・広報紙への掲載原稿や公募チラシの案について、前回の文面を参考に、事務局において資料のとおり作成させていただいたので、修正すべき点があればご意見をいただきたい。

#### 【委員から】

- ・「障害のある方の意見を直接お聞きすることにより」という部分について、委員が主体的に部会を構成し、堺市の環境を変えていくという趣旨が伝わるような表現に変更してはどうか。
- ・「より質の高い相談支援体制を確保する」という部分についても、「地域生活をより良くする」といった表現に変更してはどうか。
- ・この文面では、障害当事者部会が何なのかが分かりにくい。

#### 【事務局から】

- ・ご意見を踏まえ、修正させていただく。

### ● ブログについて

- ・ブログの画面をプロジェクターで映し、確認。
- ・神戸市自立支援協議会への講師派遣に関する記事を掲載する予定であるが、出席した委員に原稿の作成をお願いしたい。  
⇒佐野委員をお願いすることとする。

## ● 意見交流

### 【部会長から】

- ・本日は時間があまり残っていないので、各委員から順番に、「今年を振り返り、来年に向けて」ということをテーマにコメントをいただく形とする。

### 【各委員から】

- ・交流会の開催や事業者研修への講師派遣など、いろんな取組みができた。本日も、新たな委員からいろんなお話を聞くことができた。今後も、どれだけのことができるか分からないが、よろしくお願ひしたい。
- ・今年はブログを立ち上げることができたので、今後も情報発信を進めていきたい。
- ・いろんな場に出させていただき、そういう場を与えてもらえているということは、自分にとっても良い刺激となっている。今後は、遠方の自治体との交流だけでなく、もっと近隣の自治体と交流していくというのも良いかもしれない。また、声を上げていくことができない人も多くいるということを見ると、そういった声をどう拾い上げていくかということも、この部会の大きな役割だと思うので、どういう形が良いのかについて考えていければと思う。
- ・当事者のみで話し合う場というものが、もっと他の自治体にも広がってほしいので、「こういうことをやっている」ということを、もっとアピールしていきたい。また、この部会ももっと発展していけるように今後も取り組んでいきたい。
- ・講師としていろんな所に行くことができ、自分の意見もかなり言えるようになってきた。部会委員と交流も深めることができたことも良かったと思う。交流会も、もっとやっていきたい。また、何のための自立支援協議会なのかということを考えれば、やはり家族ではなく「当事者本人の意見」が重要だと思う。
- ・この部会はとても勉強になるので、今後ももっと勉強していきたい。
- ・今後も、事業者研修への講師派遣や交流会の開催など、当事者の想いを伝えていくような活動ができればと思う。
- ・制度やサービスなど、知らないことも多かったので、非常に勉強になった。今後は、少しでも、まずは同じような障害で困っている人の手助けになるようなことができればと思う。
- ・他の委員と体験や想いを共有できることは、自分にとってもプラスになる。今後、何か人のためになるようなことができればうれしい。
- ・この部会の原点を考えると、当事者が声を上げることができる機会や、つながりをつくっていくことが重要であり、そのつなぎ役として先導していくことが、この部会の役割であってほしいと思う。また、できるだけ次の委員が活動しやすいような環境も整えたいと思っている。当事者の意見を尊重することで、支援者も変わってほしいが、当事者の側も、何かできることはないかということを中心に考えながら、当事者力を高め、堺市を引っ張っていけるような部会でありたいと思う。

## ● その他情報交換、報告

### 【委員から】

- ・先日、ケアホームに入居している障害者が受診しようとした医療機関において、生活保護を受給していることを理由に診療を断られるという事例があった。その場にはホームの職員が付き添ってお

り、後日、法人の顧問弁護士にも相談したところ、明らかな人権侵害であり、医師法にも抵触する行為であるとのことで、その医療機関へ申入書を送付し、市の人権部及び健康部へ報告するとともに、マスコミへも情報提供を行ったところである。

● 次回 障害当事者部会

- ・ 1月22日（水） 14：00～16：00 堺市総合福祉会館 5階 第2研修室